

愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (案)

平成 16 年 12 月

(平成 20 年 3 月改訂)

(平成 27 年〇月改訂)

愛 知 県

目 次

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項	
第1節 経緯	1
第2節 趣旨	2
第3節 計画の基本的事項	3
1 計画期間	3
2 計画の対象	3
3 基本の方針	3
4 その他	3
第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	
第1節 現状	4
1 PCB廃棄物の保管量	4
2 PCB使用製品の使用量	5
第2節 保管量、発生量及び処分量の見込み	6
1 高圧トランス等及び廃PCB等	6
2 安定器等・汚染物	6
3 微量PCB汚染廃電気機器等	7
第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制	
第1節 PCB廃棄物の処理体制	8
1 高圧トランス等及び廃PCB等	8
2 安定器等・汚染物	8
3 微量PCB汚染廃電気機器等	9
第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策	11
1 保管事業者の責務及び役割	11
2 処分業者等の責務及び役割	12
3 県及び県内の19条政令市の責務及び役割	12
第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備	13
第4節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制	13
第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保	13
第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進	14
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進	
第1節 監視及び指導の徹底	15
第2節 関係者相互の連携	15
第3節 緊急時の対応	16
第4節 県民の理解を深めるための方策	17
第5節 その他必要な事項	
1 微量PCB汚染廃電気機器等の処理	17
2 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理	17

第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項

第1節 経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性に優れており、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件の発生等をきっかけに、昭和47年からは、PCBの新たな製造はなくなり、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が原則として禁止となった。

一方、PCBの処理体制の整備が停滞し、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）における長期にわたる保管が継続する中、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このため、国においては、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、保管事業者に対するPCB廃棄物の保管状況等の届出や平成28年7月までの処理を義務づけるとともに、全国5か所において日本環境安全事業株式会社（現「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」）による拠点的広域処理施設の整備が進められた。

県では、PCB廃棄物の保管に関して、事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく保管基準の遵守や、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を指導し、全国に先駆けて、個体管理番号付きステッカーを廃棄物本体に貼付してPCB廃棄物の個体管理を行い、紛失防止対策に努めるとともに、迅速かつ適正なPCB廃棄物の処理委託を指導してきた。

また、東海4県のPCB廃棄物処理が推進されるよう、東海4県及び4県内のPCB特別措置法第19条第1項の政令で定める市（以下「19条政令市」という。）で構成する「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」（以下「東海地区広域協議会」という。）を通じて国及び関係自治体と必要な調整を実施してきた。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるPCB廃棄物の処理については、処理事業開始後、処理困難なPCB廃棄物の対策、処理作業員への安全対策等、処理施設の整備時には想定できなかった課題が発生し、当初予定していた平成28年7月までの処理完了が困難となった。このため、国は平成24年12月に、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限を改め、平成39年3月とした。

東海4県のPCB廃棄物については、豊田市内に地元自治体及び地元住民の理解と協力の下、豊田PCB処理事業所が設置され、平成17年9月から開始された処理事業により、平成25年度末時点で県内のPCB廃棄物のうち、高圧トランス及び高圧コンデンサ等について、あわせて77%が処理されている。

第2節 趣旨

PCB特別措置法では、国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、また、都道府県及びPCB特別措置法第7条第1項の政令で定める市(県内では豊田市が指定されている。)に対しては、この基本計画に即してPCB廃棄物処理計画の策定が義務づけられた。

県は、安全・安心な県土の確保を目ざし、県内におけるPCB廃棄物を、適正に保管し確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、PCB特別措置法第7条の規定に基づき、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(以下「県処理計画」という。)を平成16年12月に策定した。

この県処理計画は、平成26年6月に基本計画が変更されたことから、PCB特別措置法第7条の規定により、基本計画に即して変更を行ったものである。

第3節 計画の基本的事項

1 計画期間

本計画は、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限である平成39年3月までを計画期間とする。

2 計画の対象

本計画は、愛知県内のPCB廃棄物（豊田市内分を除く。以下同じ。）を対象とする。

なお、PCB廃棄物は、以下のとおりである。

① 高圧トランス等及び廃PCB等

PCBを使用した高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの（以下「高圧トランス等」という。）、並びにPCB及びPCBを含む廃油（以下「廃PCB等」という。）。

② 安定器等・汚染物

PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物。

③ 微量PCB汚染廃電気機器等

PCB廃棄物のうち、柱上トランス、電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用したものを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBに汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの。

3 基本の方針

- ① PCB特別措置法の未届けのPCB廃棄物及び現在使用中であるPCB使用製品等、今後処理が見込まれるすべてのPCB廃棄物の把握に努めるとともに、PCB特別措置法上の期限、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所における計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を考慮し、1日も早く、安全かつ適正に処理を完了する。
- ② 高圧トランス等を多量に保管・使用する事業者は、PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、計画的な処理を行う。
- ③ 県、県内の19条政令市、国、保管事業者、PCB廃棄物処理施設及びPCB廃棄物無害化処理施設を設置する者、PCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者（以下「収集運搬者」という。）等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。
- ④ PCB廃棄物の把握、適切な保管、早期処理の促進のため、事業者に対して周知・啓発を継続的に実施するとともに、PCB特別措置法に基づく保管届出等により、処理状況等を適切に把握するなど、本計画の進行管理を実施していく。

4 その他

本計画は、国の基本計画の見直し及びPCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

第1節 現状

1 PCB廃棄物の保管量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内（豊田市を除く。以下同じ。）の保管事業者から届出された平成25年3月31日現在のPCB廃棄物の種類別の保管量は、次のとおりである。

県内においては、高圧トランス及び高圧コンデンサが全国の約3%に当たる7,370台が保管されており、低圧トランス及び低圧コンデンサは、全国の約12%に当たる212,036台が保管されている。また、安定器は、全国の約7%に当たる約40万台、感圧複写紙は、全国の約3%に当たる約19トンが保管されている。

表2-1-1 PCB廃棄物保管量

廃棄物の種類	県内		全国	
	事業場数	保管量	事業場数	保管量
高圧トランス	250	1,024 台	7,439	30,633 台
高圧コンデンサ	1,294	6,346 台	37,135	204,580 台
PCB（濃度100%）	9	0.32 トン	335	137 トン
PCBを含む油	230	9,811 トン	3,587	87,799 トン
低圧トランス	23	290 台	777	36,752 台
低圧コンデンサ	262	211,746 台	4,084	1,705,610 台
安定器	1,070	400,696 台	15,925	5,906,205 台
感圧複写紙	19	18.9 トン	366	710 トン
ウエス	164	54.7 トン	2,556	682 トン
汚泥	18	124 トン	413	20,977 トン
柱上トランス（容器・部材）	9	約107,000 台	301	1,656,450 台
柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油	2	約10,500 トン	—	—
その他の機器	1,414	63,758 台	16,600	520,129 台

注1) 「PCB」、「PCBを含む油」については、容量で届出されたものについては、1m³=1トンに換算して計上した。

注2) 「その他の機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器及び整流器等をいう。

注3) 全国は、平成24年3月31日現在のデータである。

注4) 「柱上トランス（容器・部材）」及び「柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油」は、平成26年3月31日現在のデータである。

注5) PCB特別措置法に基づく届出は、平成26年2月に届出様式が改正されるまで、PCBを使用した高圧トランス等と、微量PCB汚染廃電気機器等との識別がつかないものがある。

2 PCB使用製品の使用量

PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から県又は県内の19条政令市に届出された平成25年3月31日現在のPCB使用製品の種類別の使用量を基に作成したPCB使用製品の使用量は、次のとおりである。

なお、柱上トランスについては、微量のPCBが絶縁油中に誤混入したものであり、中部電力株式会社が主に県内で自ら処理することとしていることから、同社が供給区域内（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県及び長野県）で使用しているもののうち、微量のPCBが含まれているおそれのある台数を示した。

表2-1-2 PCB使用製品の使用量

使用製品の種類	事業場数	使用量
高圧トランス	62	313 台
高圧コンデンサ	88	532 台
PCB（濃度100%）	1	0.037 トン
低圧トランス	4	6 台
低圧コンデンサ	14	816 台
安定器	74	10,596 台
感圧複写紙	0	0 トン
ウエス	0	0 トン
汚泥	1	0.041 トン
柱上トランス	—	約 305,000 台
その他の機器	248	1,936 台

- 注1) 「柱上トランス」は、絶縁油が入った状態で使用されているものである。（平成26年3月31日現在のデータ）
- 注2) 「その他の機器」とは、リアクトル、放電コイル、サーミアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器及び整流器等をいう。
- 注3) PCB特別措置法に基づく届出は、平成26年2月に届出様式が改正されるまで、PCBを使用した高圧トランス等と、微量PCB汚染廃電気機器等との識別がつかないものがある。



高圧トランス



高圧コンデンサ



安定器（蛍光灯用）

第2節 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

1 高圧トランス等及び廃PCB等

平成25年3月31日現在、高圧トランス等及び廃PCB等の保管量、発生量及び処分量の見込みは次のとおりである。

表2-2-1 高圧トランス等及び廃PCB等に係る保管量、発生量及び処分量の見込み

種類	保管量	発生量	処分量	
			～24年度 (実績)	25年度～
高圧トランス	1,024台	約300台	666台	約1,300台
高圧コンデンサ	6,346台	約500台	14,590台	約6,800台
廃PCB等	9トン	0.037トン	48.0トン	9トン

注) 「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。

2 安定器等・汚染物

平成25年3月31日現在、安定器等・汚染物の保管量、発生量及び処分量の見込みは次のとおりである。

表2-2-2 安定器等・汚染物に係る保管量、発生量及び処分量の見込み

種類	保管量	発生量	処分量
低圧トランス、及び 低圧コンデンサ	212,036台	約800台	約213,000台
安定器	400,696台	約11,000台	約412,000台
感圧複写紙	18.9トン	0トン	18.9トン
ウエス	54.7トン	0トン	54.7トン
汚泥	124トン	0.041トン	124トン

注) 「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。

3 微量PCB汚染廃電気機器等

①柱上トランス

柱上トランスについては、全量を中部電力株式会社が保有しており、供給区域内に保管又は使用中のものを主に自ら処分することとしている(第3章第1節3①参照)。

表2-2-3 柱上トランスに係る保管量、発生量及び処分量の見込み

種類	保管量	発生量	処分量	
			～25年度 (実績)	26年度～
柱上トランス (容器及び部材)	約288,000台	約305,000台	約587,000台	約593,000台
柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油	約28,000トン	約29,000トン	約56,000トン	約57,000トン

注1) 「保管量」とは、供給区域内に保管しているもののうち、処分が必要となる見込みの量である。

注2) 「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。

②柱上トランスを除く微量PCB汚染廃電気機器等

現在、使用中のものを含め、全国で電気機器が約120万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されている。今後、中部近畿産業保安監督部及び関係団体等と連携し、処分量の把握に努める。

また、中部電力株式会社が保有する大型機器等については、PCB廃棄物の処分量の把握に努め、子会社を始めとするPCB廃棄物無害化処理施設により処分することとしている(第3章第1節3②参照)。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

第1節 PCB廃棄物の処理体制

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理施設として豊田PCB処理事業所を設置し、東海4県（愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県）を処理対象区域として、PCB廃棄物の処理を平成17年9月から開始している。

なお、平成26年6月に変更された基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所の処理能力を相互に活用する。

1 高圧トランス等及び廃PCB等

高圧トランス等及び廃PCB等の処理を平成17年9月から開始しており、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所で処理困難な一部機器についても、処理をすることとする。施設の概要は表3-1-1のとおりである。

表3-1-1 中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田PCB処理事業所のPCB廃棄物処理施設の概要

項目		内容	
設置場所		豊田市細谷町三丁目1番地1	
処理区域		愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県 大阪PCB処理事業対象地域の一部機器	
処理能力等	PCB	1.6トン/日	
	処理方式	脱塩素化分解方式	
	容器・部材	10.8トン/日	2.7トン/日
	処理方式	溶剤洗浄法	真空加熱分離法
処理開始		平成17年9月	
計画的処理完了期限		平成35年3月	
事業終了準備期間		平成35年4月～平成38年3月	

注1) PCB処理能力は、PCB（濃度100%）の分解能力である。

注2) 計画的処理完了期限とは、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である。

注3) 事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である。

2 安定器等・汚染物

安定器等・汚染物の処理については、小型電気機器の一部を中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所で処理し、それ以外のものを同社北九州PCB処理事業所で処理することとする。施設の概要は表3-1-2のとおりである。

表 3-1-2 中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所の安定器等・汚染物の処理に係るPCB廃棄物処理施設の概要

項目		内容
設置場所		福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24
処理区域 (安定器等・汚染物)		豊田PCB処理事業対象地域 北九州PCB処理事業対象地域 大阪PCB処理事業対象地域
処理能力等	容器・部材	10.4トン/日
	処理方式	プラズマ熔融分解方式
処理開始		平成21年7月
計画的処理完了期限		平成34年3月
事業終了準備期間		平成34年4月～平成36年3月

3 微量PCB汚染廃電気機器等

①柱上トランス

中部電力株式会社は、自社が保有する柱上トランスを自ら処分することとし、名古屋市港区内において、柱上トランス由来の微量のPCBを含む絶縁油の処理を平成17年2月から開始している。

また、海部郡飛島村内において、微量のPCBを含む絶縁油が付着した容器・部材の処理を平成20年5月から開始している。

それらの施設の概要は表3-1-3及び表3-1-4のとおりである。

表 3-1-3 微量のPCBを含む絶縁油の処理施設の概要

項目		内容
設置場所		名古屋市港区潮見町37番6
処理能力等	絶縁油	22トン/日
	処理方式	脱塩素化分解方式
処理開始		平成17年2月
処理終了		平成39年3月

表 3-1-4 柱上トランス容器・部材の処理施設の概要

項目		内容
設置場所		海部郡飛島村東浜三丁目5番地
処理能力等	容器・部材	100トン/日
	処理方式	溶剤洗浄法
処理開始		平成20年5月
処理終了		平成39年3月

②柱上トランスを除く微量PCB汚染廃電気機器等

微量PCB汚染廃電気機器等（柱上トランスを除く。）については、国が認定するPCB廃棄物無害化処理施設又は各都道府県知事等が許可する処理施設で処理することとする。

なお、中部電力株式会社が保有する微量のPCBに汚染された大型機器等については、子会社を始めとするPCB廃棄物無害化処理施設で処理することとしている。当該子会社の施設の概要は表3-1-5のとおりである。

表3-1-5 微量のPCBに汚染された大型機器等の処理施設の概要

項目		内容
設置場所		県内
処理能力等	変圧器等	3台／7日
	処理方式	加熱強制循環洗浄法
処理開始		平成27年3月
処理終了		平成39年3月

第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

1 保管事業者の責務及び役割

保管事業者は、法的処理期限である平成39年3月及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業所における処理期間内で早期に処理が完了するよう、自ら又はPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者若しくはPCB廃棄物無害化処理認定事業者(以下「処分業者」という。)のいずれかに委託して、確実かつ適正にPCB廃棄物を処分するとともに、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に基づく保管基準に従って適正に保管しなければならない。さらに、保管事業者は、次の責務及び役割を履行しなければならない。

なお、PCB使用製品の使用事業者にあつては、できるだけ早期にその使用を中止し、処理期限までに、確実かつ適正に処分するよう努める。

- ・ PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ・ PCB特別措置法に基づき、保管及び処分の状況を知事又は県内の19条政令市長に毎年届け出る。また、個々のPCB廃棄物に個体管理番号付きステッカーを貼付して、PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止を徹底する。

PCB廃棄物

PCBが含まれています。
処理の委託先は、PCB廃棄物の処理
ができる許可業者である必要があり
ます。

管理番号付き
ステッカーの例

愛知県管理番号
023XXXXXXX

- ・ 処分に当たっては、安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、処理期限内に確実に処分するため、処分業者と調整を行った上で、委託する時期を定めるなど計画的な処分に努める。
- ・ 高圧トランス等を20台以上保管・使用する事業者(以下「多量保管事業者」という。)にあつては、県処理計画に即し、処分業者と受入計画の調整を行った上で、PCB廃棄物の適正な保管、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、県又は県内の19条政令市に報告するとともに、計画的な処理に努める。
- ・ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び県内の19条政令市が実施する施策に協力する。

2 処分業者等の責務及び役割

処分業者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者(以下「処分業者等」という。)は、処理施設の整備及び稼動に際して、廃棄物処理法に定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、同法に定める処分の基準を遵守しなければならない。さらに、次の責務及び役割を履行しなければならない。

- ・ 安全性の観点から、定期的に処理施設を点検整備する。
- ・ PCB廃棄物が処理期限内で早期に、確実かつ適正に処理が実施できるよう、受入基準、受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬者と十分な連絡調整を行い、計画的な処理が進むように努める。
- ・ 長期間の保管により、生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるPCB廃棄物について、県又は県内の19条政令市から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- ・ PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設の積極的な公開を行い、住民の理解と信頼を得るように努める。
- ・ 緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルを整備し、このマニュアルに基づく具体的作業手順等を作業従事者に対し教育を行うものとし、必要に応じ緊急時を想定した模擬訓練を実施する。
- ・ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県及び19条政令市が実施する施策に協力する。

3 県及び県内の19条政令市の責務及び役割

県及び県内の19条政令市は、保管事業者、収集運搬者及び処分業者等に対し、立入検査等を通じて廃棄物処理法及びPCB特別措置法の遵守を指導徹底するとともに、PCB使用製品の使用事業者に対しては、できるだけ早期の代替品への転換及び処理期限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。

また、PCB廃棄物の安全かつ効率的な広域の収集運搬及び処理が計画的に進められるよう、関係の県、県内の19条政令市及び処分業者との調整を行い、保管事業者に対する指導や収集運搬業者の処理施設への計画的な搬入に関する統一的な指導の方針を定めて、事業者を指導する。

さらに、環境中のPCBの状況を把握するため、河川などの公共用水域等におけるPCBの測定を継続して実施する。

このほか、県は、中小企業者、一定規模以下の法人及び経済的理由により負担能力の低い保管者(以下「中小企業者等」という。)が保有するPCB廃棄物の処理費用の軽減を目的として、国、産業界と協調してPCB廃棄物処理基金の造成し、中小企業者等の負担軽減を図っている(本章第6節参照)。

第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備

県内においては、高圧トランス等及び廃PCB等の処理施設として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が拠点的広域処理施設を稼働させている。また、PCB廃棄物である柱上トランスの処理施設として、中部電力株式会社が名古屋市港区内で絶縁油の処理施設を、海部郡飛島村で容器、部材の処理施設を稼働させている（本章第1節参照）。

また、微量PCB汚染廃電気機器等の処理ができるPCB廃棄物無害化処理施設については、安全かつ効率的な処理を促進するため、今後さらなる整備が望まれる。

第4節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制

前節に示したこれら県内のPCB廃棄物処理施設における円滑な処理や広域的な収集運搬が確実かつ適正に進められるためには、国、県及び19条政令市の相互の密接な連携が必要であり、東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び19条政令市と十分な協議、調整を行う。

また、これらの調整の結果を踏まえて、処理施設への計画的な搬入の方針を定め、保管事業者、収集運搬者及び処分業者に対し関係の県及び19条政令市が統一的に指導を行うことにより計画的な広域処理を推進する。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理するものについては、当該事業対象地域の広域協議会等と協議、調整を行う。

第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のPCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模及び処理施設までの距離に応じて適正かつ計画的な搬入が確保される必要があること等を踏まえ、処理能力に見合った収集運搬ができる体制とするとともに、その運搬距離に応じた適切かつ効率的な輸送手段とすることが重要である。

また、PCB廃棄物の処理施設への収集運搬に当たっては、一層の安全性及び効率的かつ計画的な搬入を確保するため、収集運搬者による運搬ごとの運行管理及び処分業者等による搬入管理も重要である。

このため、県は、処理施設への計画的な搬入、運搬経路、保管事業者への指導及び緊急時の連絡体制等に関して、東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び19条政令市と協議、調整を行うとともに、収集運搬に当たっては、国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守のほか、収集運搬業者に対しては、GPSを利用した車両運行管理システムの整備を指導し、保管事業者に対しては、計画的な処分の実施を啓発、指導することにより確実かつ適正な収集運搬体制の確保を図る。

さらに、収集運搬時の事故等緊急時に適切に対応するため、収集運搬者に対しては、緊急時の応急措置、連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの整備や、このマニュアルに基づく作業従事者への教育、緊急時を想定した模擬訓練の実施を指導する。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業対象地域及び通過地域の広域協議会等とその方法等に関し協議、調整を行う。

第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進

廃棄物の処理については、廃棄物処理法第3条に基づき、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、PCB廃棄物の処理についても、その保管事業者による費用負担で処理されなければならない。

一方、高圧トランス等は、機器が大型であって相当量のPCBが含まれていることから、高額な処理費用を要すると見込まれている。

このため、中小企業者をはじめとする処理費用の負担能力が小さい者にとって経済的に大きな負担となることから、国は平成13年度から、国、都道府県及び産業界の拠出による「PCB廃棄物処理基金」を環境事業団（平成16年4月1日以降は独立行政法人環境再生保全機構に承継）に設置した。この基金により、中小企業者が保管しているPCB廃棄物のうち高圧トランス等の処理費用の負担軽減が図られ、さらに平成26年4月からは、一定規模以下の法人、個人についてもその負担能力を考慮し、基金による負担軽減の対象となった。

県は、県内の中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の負担の軽減を図り、早期処理を促進するため、平成13年度から毎年この基金に出えんしている。

PCB廃棄物処理基金の仕組みは図3-6-1のとおりである。

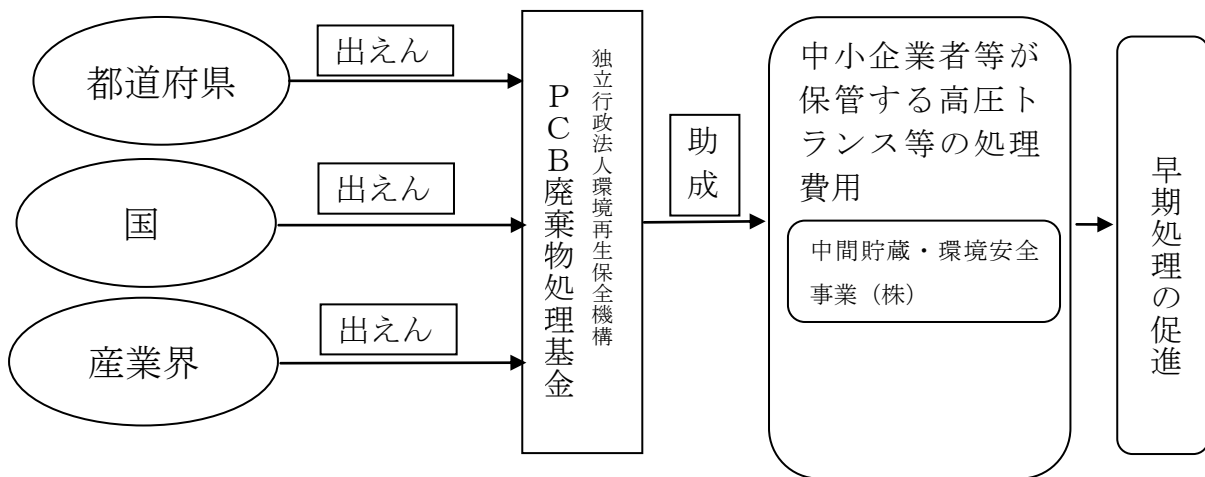


図3-6-1 PCB廃棄物処理基金の仕組み

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

第1節 監視及び指導の徹底

県は、PCB廃棄物の処理期限内における確実かつ適正な処理の推進を図るため、保管事業者、収集運搬者及び処分業者等に対して、次のとおり監視、指導を強化する。

- ・ 紛失及び不適正処理の未然防止とともに、PCB廃棄物の期限内処理に向けて、立入検査及び監視パトロールを強化する。
また、保管事業者における保管実態の把握に努め、PCB廃棄物の適正な保管及びPCB廃棄物の保管状況等届出書の提出、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の徹底を図る。
- ・ 個々のPCB廃棄物に個体管理番号付きステッカーの貼付けを指導し、PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止を徹底する。
また、紛失及び不適正処理に対しては、保管事業者の責任を明らかにして、追跡調査によりPCB廃棄物の回収に努めるとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。
- ・ PCB廃棄物の処理期限内の処理を確実かつ適正に完了させるため、処分業者等に対して、受入基準及び受入計画の策定を指導するとともに、この受入基準等に基づき、収集運搬者に対しては、計画的な搬入を指導する。
また、収集運搬に当たっては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守を徹底するほか、収集運搬業者に対しては、GPSを利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導する。
なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたり、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業対象地域及び通過地域の広域協議会等と調整した収集運搬の方法等の徹底を指導する。
- ・ PCB廃棄物は、工場の増改築や解体時に誤って処分される可能性があるため、建設業者、解体業者等に対して、他の廃棄物と混在することのないよう、建設リサイクル法に基づく解体等の届出時や、講習会等の機会を通じて、PCB廃棄物の事前点検、適正保管について周知啓発に努める。
- ・ 警察、市町村と連絡を密にし、一体となって不適正処理の防止の徹底を図るとともに、隣接県等との情報交換や、協議・協力体制を充実する。

第2節 関係者相互の連携

県は、国、関係の県及び19条政令市、保管事業者、収集運搬者、処分業者等と相互に連携、協力して、次のとおり確実かつ適正なPCB廃棄物の処理を計画的に推進する。

また、処理施設が設置されている地元自治体に対しては、処理に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、県及び東海地区広域協議会として、豊田PCB処理事業所周辺における環境モニタリングの実施など、積極的な協力を行うこととする。

- ・ 東海地区広域協議会等を活用して、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が、計画的に進められるよう関係の県、19条政令市及び処分業者と相互に連携し、調整する。
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社のうち、豊田PCB処理事業所以外の事業所で処理する場合は、円滑な処理促進のため、当該事業対象地域の広域協議会等と調整し、連携を図る。

- ・ 国と連携して、保管事業者に対しP C B特別措置法に基づく届出及び処理期限内の処分に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し周知徹底を図る。
- ・ 中部近畿産業保安監督部及び関係団体等と連携して、未処理のP C B含有電気工作物の早期処理完了に向け以下について検討する。
 - ①未処理のP C B含有電気工作物の効果的な調査方法
 - ②使用中又は使用を廃止したP C B含有電気工作物の処理等に係る指導方法
 - ③早期処理に向けた周知の方法
- ・ 中部近畿産業保安監督部及び関係団体等と協力して、P C B含有電気工作物の使用事業者及び使用を廃止した事業者に対し、以下の周知、指導をする。
 - ①使用事業者に対し、早期の代替品への転換
 - ②廃棄物処理法の保管基準の遵守、P C B特別措置法に基づく届出及び計画的処理完了期限内の処分

第3節 緊急時の対応

収集運搬経路における事故の発生時等に速やかな対応が図られるよう、東海地区広域協議会において広域（中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田P C B処理事業所以外の事業所で処理する場合の収集運搬を含む。）における緊急時連絡体制を確保する。

また、収集運搬経路及び処理施設において、万一緊急事態が発生した場合は、県、19条政令市、地元市町村、警察、消防等関係機関及び収集運搬者等の関係者と連携して、被害及び影響の拡大防止など、適切な対策を早急に講ずる。

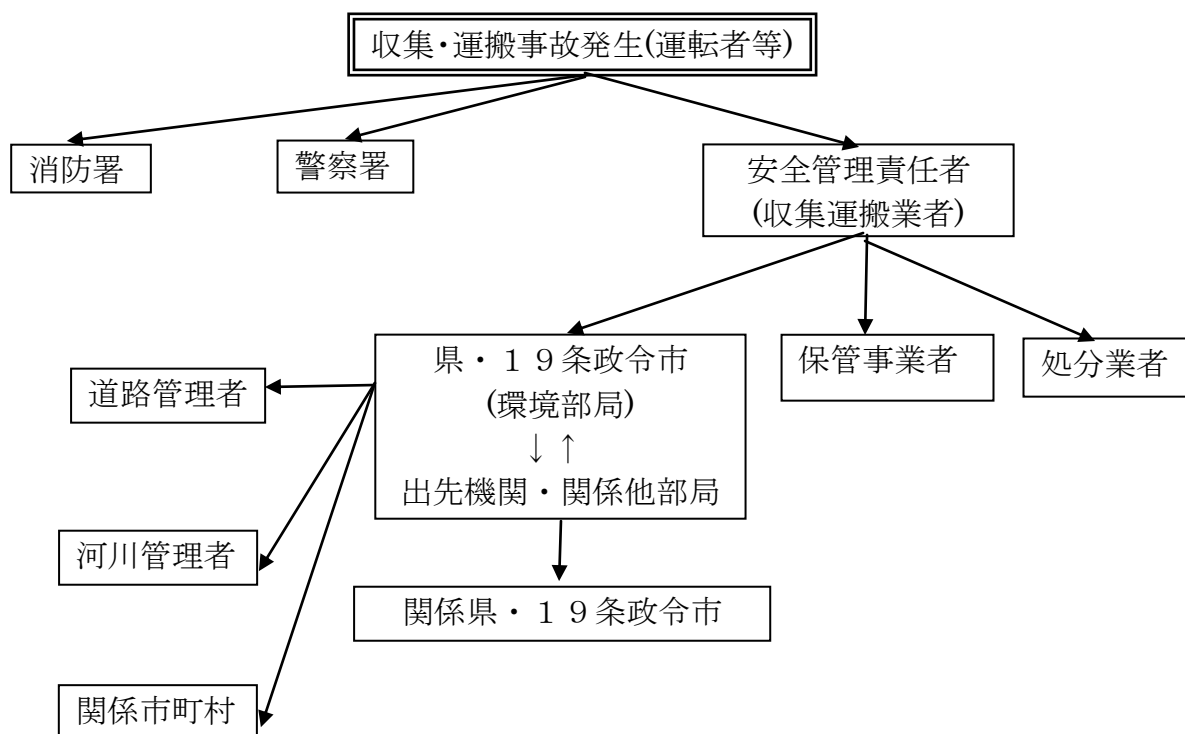


図4-3-1 収集運搬経路における緊急時連絡体制の概要

第4節 県民の理解を深めるための方策

PCB廃棄物の処理体制を確保し、処理を推進するためには、県民、事業者の理解を得て、その協力の下に円滑に施策を推進することが不可欠である。

県は、PCB廃棄物処理の安全性、信頼性に対する県民の理解を深めるため、PCB廃棄物の保管及び処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、啓発パンフレットやホームページ等の媒体を活用して、PCBに関する正しい情報を広く提供する。

処分業者等に対しては、PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設を積極的に公開するとともに、保管事業者に対してはその処理の委託に際して、処理施設を視察し処理状況を確認するよう周知する。

さらに、PCB廃棄物処理施設の地元市町村が住民参加により処理施設を監視するため監視委員会等を設置する際には、その委員会等に参加し、市町村と連携してリスクコミュニケーションの推進を図る。

第5節 その他必要な事項

1 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

これまでPCBを使用した高圧トランス等と微量のPCBに汚染された電気機器等の識別がつかなかったが、平成26年2月のPCB特別措置法の届出様式に係る改正により、今後はその規模が明らかになる見込みである。

微量PCB汚染廃電気機器等については、国の認定によるPCB廃棄物無害化処理施設又は都道府県知事等の許可による施設において処理を行うこととしており、今後さらに処理が促進されるよう、現在、国においてその特性に応じた処理方法について検討がなされていることから、国の検討状況の把握に努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努めていく。

また、PCB廃棄物無害化処理施設又は都道府県知事等の許可による施設の設置状況については、保管事業者に対し情報提供に努めていく。

2 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについて昭和49年以前に製造されたものには、PCBを含む部品を使用した製品があり、これらの家電製品の製造者により部品の取り外し及び保管が行われてきたところである。

市町村が収集した廃家電製品の処理に際しては、これまでどおり当該家電製品の製造者にPCBを含む部品の取り外しを依頼するなど、PCBを含む部品からの環境への排出を抑制していく。